

# 平成23年度における行政機関及び独立行政法人等の情報公開法の施行の状況について（概要）

平成13年4月に施行された行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「行政機関法」という。）、及び平成14年10月に施行された独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等法」という。）において、総務省は、毎年度、それぞれの法の施行状況について調査し、その概要を公表することとされています。

今般、平成23年度におけるそれぞれの法の施行の状況について、下記のとおり取りまとめましたので、公表します。

## 《調査対象》

### ○ 対象機関

- ・ 行政機関法の報告対象である国の行政機関（41機関）
- ・ 独立行政法人等法の報告対象である独立行政法人等（206機関）

### ○ 対象期間

平成23年4月1日から24年3月31日までの状況について、平成24年3月31日現在で調査

## 記

### 1 開示請求の件数

平成23年度に受け付けた開示請求の件数は、行政機関では96,677件、独立行政法人等では6,162件となっている。

（単位：件）

	行政機関	独立行政法人等
平成23年度	96,677	6,162
(参考)平成22年度	86,034	4,972

〔参考〕開示請求件数の機関別内訳

（単位：件）

行政機関	平成22年度	平成23年度	独立行政法人等	平成22年度	平成23年度
国土交通省	24,332	39,010	国民生活センター	1,146	1,476
法務省	32,297	25,690	医薬品医療機器総合機構	983	1,192
厚生労働省	12,204	11,904	日本年金機構	354	500
防衛省	2,369	4,710	都市再生機構	453	308
国税庁	3,813	3,265	東京大学	148	282
その他	11,019	12,098	その他	1,888	2,404
計	86,034	96,677	計	4,972	6,162

## 2 開示決定等の件数

平成23年度には、行政機関では、83,712件の決定がされ、このうち、開示請求に係る行政文書について全部を開示する決定がされたものが42,983件（51.4%）、一部を開示する決定がされたものが38,688件（46.2%）、不開示の決定がされたものが2,041件（2.4%）となっている。

また、独立行政法人等では、5,403件の決定がされ、このうち、開示請求に係る法人文書について全部を開示する決定がされたものが2,597件（48.1%）、一部を開示する決定がされたものが2,279件（42.2%）、不開示の決定がされたものが527件（9.7%）となっている。

なお、開示決定されたものの中には、不開示情報が記録された行政文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、行政機関の長の裁量により開示されたもの（法第7条に基づく公益裁量開示）が8件含まれている。

また、開示決定されたものの、開示請求者から開示実施の申出がなかったものは、行政機関で2,159件、独立行政法人等で62件となっている。

（単位：件、%）

		開示決定等						
		計	小計	開示決定		(開示決定したもの のうち) 公益裁量 開示	(開示決定したもの のうち) 開示実施 の申出なし	不開示 の決定
				全部を開示	一部を開示			
行政 機関	平成23年度	83,712 (100)	81,671 (97.6)	42,983 (51.4)	38,688 (46.2)	8 (0.0)	2,159 (2.6)	2,041 (2.4)
	(参考)	73,345	71,469	30,341	41,128	2	—	1,876
	平成22年度	(100)	(97.5)	(41.4)	(56.1)	(0.0)		(2.5)
独立行 政法人 等	平成23年度	5,403 (100)	4,876 (90.3)	2,597 (48.1)	2,279 (42.2)	0 (0.0)	62 (1.2)	527 (9.7)
	(参考)	4,670	4,300	2,198	2,102	0	—	370
	平成22年度	(100)	(92.1)	(47.1)	(45.0)	(0.0)		(7.9)

### 3 開示決定等の期限の設定・遵守状況

開示決定等の期限については、原則として、開示請求のあった日から30日以内になければならないとされており（各法第10条第1項）、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日以内に限り延長することができる（各法第10条第2項）。

また、開示請求の対象となる行政文書又は法人文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、「相当の期間」（期限を開示請求者に通知）内に開示決定等をすれば足りるとする期限の特例が設けられている（各法第11条）。

平成23年度にされた開示決定等の期限の設定・遵守状況は以下のとおり。

（単位：件、％）

		開示決定等 件数	延長手続を採らなかったもの		法第10条第2項による延 長手続を採ったもの		法第11条による特例規定 を適用したもの	
			期限内に決 定がされた もの	期限を超過 したもの	期限内に決 定がされた もの	期限を超過 したもの	期限内に決 定がされた もの	期限を超過 したもの
行政 機関	平成23年度	83,712 (100)	75,286 (89.9)	25 (0.1)	5,712 (6.8)	2 (0.0)	2,671 (3.2)	16 (0.0)
	(参考) 平成22年度	73,345 (100)	63,915 (87.1)	35 (0.1)	6,644 (9.1)	16 (0.0)	2,729 (3.7)	6 (0.0)
独立行 政法人 等	平成23年度	5,403 (100)	4,187 (77.5)	1 (0.0)	956 (17.7)	13 (0.2)	245 (4.6)	1 (0.0)
	(参考) 平成22年度	4,670 (100)	3,723 (79.7)	4 (0.1)	857 (18.4)	4 (0.1)	80 (1.7)	2 (0.0)

〔参考〕 期限までに開示決定等がされなかったもの（機関別内訳）

（単位：件）

		30日以内に開示決定 等がされなかったもの	延長した期限まで に開示決定等がさ れなかったもの	第11条を適用して通 知した期限までに開 示決定等がされな かったもの
行政 機関	法務省	24	0	0
	外務省	0	2	15
	国税庁	1	0	0
	厚生労働省	0	0	1
計		25	2	16
法人等 独立行政	農業・食品産業技術総合研究機構	1	2	0
	東京工業大学	0	7	1
	京都大学	0	4	0
計		1	13	1

#### 4 不開示としたものの理由

平成23年度における不開示の決定及び一部を開示する決定の不開示部分について不開示とした理由をみると、開示請求に係る行政文書又は法人文書に記録されている情報が不開示情報に該当することによるもの、開示請求に係る行政文書又は法人文書の不存在によるもの、存否応答拒否（開示請求に係る行政文書又は法人文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、その存否そのものを明らかにせず拒否処分をすること）によるもののそれぞれの件数は以下のとおり。

(単位：件)

	行政機関				独立行政法人等			
	不開示 情報に 該当	行政 文書の 不存在	存否 応答 拒否	その他	不開示 情報に 該当	法人 文書の 不存在	存否 応答 拒否	その他
平成23年度	40,325	2,278	339	129	2,414	490	42	21
(参考) 平成22年度	41,439	2,212	229	130	2,150	388	15	8

(注) 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがあるため、上記2の表の「うち一部を開示する決定」の件数と「うち不開示の決定」の件数の合計とは一致しない。

## 5 不服申立て

### (1) 不服申立て件数

開示決定等について不服がある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、行政機関の長（行政機関法第17条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を除く。）に対し、審査請求又は異議申立てをすることができる。また、独立行政法人等に対し、異議申立てをすることができる。

平成23年度にされた不服申立ての件数は、以下のとおり。

(単位：件)

	行政機関	独立行政法人等
平成23年度	1,077	66
(参考) 平成22年度	952	77

### (2) 処理日数

#### ① 不服申立てを受けてから裁決・決定をするまでの期間

平成23年度に裁決・決定を行った事案について、不服申立てを受けてから裁決・決定をするまでの期間は、以下のとおり。

(単位：件、%)

	計	90日 以内	90日超 半年以内	半年超 9月以内	9月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超
行政機関	753 (100)	53 (7.0)	110 (14.6)	139 (18.5)	169 (22.4)	191 (25.4)	91 (12.1)
(参考) 平成22年度	793 (100)	70 (8.8)	112 (14.1)	193 (24.4)	102 (12.9)	208 (26.2)	108 (13.6)
独立行政法人等	92 (100)	14 (15.2)	6 (6.5)	6 (6.5)	8 (8.7)	18 (19.6)	40 (43.5)
(参考) 平成22年度	106 (100)	9 (8.5)	9 (8.5)	10 (9.4)	33 (31.1)	29 (27.4)	16 (15.1)

#### ② 不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間

行政機関における不服申立て事案の事務処理の迅速化を図るため、平成17年8月3日に各府省申合せを行い、審査会への諮問については、特段の事情のない限り、不服申立てを受けてから90日以内に行うこととした。

平成23年度に審査会に諮問した事案について、不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間は、以下のとおり。

(単位：件、%)

	計	30日以内	30日超 90日以内	90日超
行政機関	765 (100)	103 (13.5)	533 (69.7)	129 (16.8)
(参考) 平成22年度	705 (100)	92 (13.0)	478 (67.8)	135 (19.2)
独立行政法人等	49 (100)	18 (36.7)	31 (63.3)	0 (0.0)
(参考) 平成22年度	54 (100)	8 (14.8)	44 (81.5)	2 (3.7)

[参考] 90日超事案の機関別内訳

行政機関	件数
法務省	7
外務省	23
文部科学省	1
厚生労働省	44
中央労働委員会	1
農林水産省	1
国土交通省	33
海上保安庁	12
防衛省	7
計	129

③ 審査会の答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間

上記②で示した各府省申合せにおいては、答申後の裁決・決定についても、特段の事情のない限り、60日以内に行うこととした。

審査会の答申を受けて平成23年度に裁決・決定をした事案について、答申を受けてから裁決・決定するまでの期間は、以下のとおり。

(単位：件、%)

	計	30日以内	30日超 60日以内	60日超
行政機関	616 (100)	351 (57.0)	220 (35.7)	45 (7.3)
(参考) 平成22年度	697 (100)	369 (52.9)	262 (37.6)	66 (9.5)
独立行政法人等	83 (100)	73 (88.0)	8 (9.6)	2 (2.4)
(参考) 平成22年度	89 (100)	76 (85.4)	11 (12.4)	2 (2.2)

〔参考〕60日超事案の機関別内訳

行政機関	件数	独立行政法人等	件数
法務省	3	農業・食品産業技術総合研究機構	1
外務省	24	日本中央競馬会	1
厚生労働省	17	計	2
農林水産省	1		
計	45		

### (3) 審査会における諮問・答申状況

平成23年度に審査会で新たに諮問を受けた件数及び答申を行った件数は、以下のとおり。

(単位：件)

	行政機関		独立行政法人等	
	諮問件数	答申件数	諮問件数	答申件数
平成23年度	624	587	48	89
(参考)平成22年度	655	627	55	60

(注) 諮問庁(行政機関の長又は独立行政法人等)が受け付けた不服申立てについては、複数の申立てをまとめて諮問しているものがあるため、上記5(2)②の表の「計」欄の件数と本表の「諮問件数」欄の件数とは一致しない。

## 6 訴訟(新規提訴件数)

平成23年度に新たに地方裁判所に提起された開示決定等の取消し等を求める訴訟は、行政機関で12件、独立行政法人等で1件となっている。

(単位：件)

	行政機関	独立行政法人等
平成23年度	12	1
(参考)平成22年度	13	1